

ドリーム剣友会父母会会則新旧対照表

24.4.12改正

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">ドリーム剣友会父母会会則</p> <p>(事務所) 第1条 本会は、ドリーム剣友会父母会と称し、事務所を<u>世話役宅</u>に置く。 (会員) 第2条 本会の会員は、ドリーム剣友会（以下「剣友会」という。）小中学生会員の父母及び一般会員並びに賛助者をもって構成する。 (目的) 第3条 本会は、剣友会の健全なる運営及び発展のために援助することを目的とする。 (運 営) 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を後援する。 1 剣友会の行事並びに運営 2 その他、剣道振興上必要と認めた事項</p>	<p style="text-align: center;">ドリーム剣友会父母会会則</p> <p>(事務所) 第1条 本会は、ドリーム剣友会父母会と称し、事務所を<u>会長宅</u>に置く。 (会員) 第2条 本会の会員は、ドリーム剣友会（以下「剣友会」という。）小中学生会員の父母及び一般会員並びに賛助者をもって構成する。 (目的) 第3条 本会は、剣友会の健全なる運営及び発展のために援助することを目的とする。 (運 営) 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を後援する。 1 剣友会の行事並びに運営 2 その他、剣道振興上必要と認めた事項</p>
<p>(役 員) 第5条 本会は、次の役員を置く。 <u>1 世話役 2名</u> <u>2 会 計 1名</u> <u>3 庶 務 1名</u> <u>4 監 事 1名（剣友会役員とする。）</u> <u>5 その他 役員その他、役員を補佐する係員として、年度当初事業計画において事業ごとの担当係員若干名を定める。</u></p>	<p>(役 員) 第5条 本会は、次の役員を置く。 <u>1 会 長 1名</u> <u>2 副会長 1名</u> <u>3 会 計 2名（うち1名は副会長が兼務する。）</u> <u>4 庶 務 1名</u> <u>5 会計監査 2名（うち1名は剣友会役員とする。）</u></p>
<p>(役員を選任及び任期) 第6条 本会の役員選任は下記のとおりとし、役員任期は2か年とする。 ただし、再任は妨げない。 1 役員は、小中学生会員の父母の中から選任する。 2 次年度役員は現役員会において選出し、総会において同意を得る。 3 役員任期は下記のとおりとする。 <u>(1) 世話役は本会を代表し、会務を統轄する。</u> <u>(2) 会計は会計事務を処理する。</u> <u>(3) 庶務はその他会の運営にあたる。</u> <u>(4) 監事は会計を監査する。</u></p>	<p>(役員を選任及び任期) 第6条 本会の役員選任は下記のとおりとし、役員任期は2か年とする。 ただし、再任は妨げない。 1 役員は、小中学生会員の父母の中から選任する。 2 次年度役員は現役員会において選出し、総会において同意を得る。 3 役員任期は下記のとおりとする。 <u>(1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。</u> <u>(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。</u> <u>(3) 会計は会計事務を処理する。</u> <u>(4) 庶務はその他会の運営にあたる。</u> <u>(5) 会計監査は会計を監査する</u></p>

<p>(会議)</p> <p>第7条 本会の会議は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会議は総会及び役員会とする。 2 定期総会は毎年1回とし、年度初めに行う。 3 臨時総会は世話役が必要と認めたととき、又は会員の過半数以上の要求があったとき世話役がこれを招集する。 4 役員会は会運営に必要なその他の事項を決定するため、剣友会役員会と合同で開催する。 5 役員会は、必要に応じて開催し、出席者の過半数により決定する。 6 本会の会則は総会において会員の3分の2以上の賛同がなければ変更することはできない。 	<p>(会議)</p> <p>第7条 本会の会議は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会議は総会及び役員会とする。 2 定期総会は毎年1回とし、年度初めに行う。 3 臨時総会は会長が必要と認めたととき、又は会員の過半数以上の要求があったとき会長がこれを招集する。 4 役員会は会運営に必要なその他の事項を決定するため、剣友会役員会と合同で開催する。 5 役員会は、原則として毎月1回開催し、出席者の過半数により決定する。 6 本会の会則は総会において会員の3分の2以上の賛同がなければ変更することはできない。 																								
<p>(経費)</p> <p>第8条 本会の経費は、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本会の経費は会費及び寄付金をもって剣友会の運営に充当する。 2 会費の増減は総会において決定する。 3 会費(月額)は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 入会金 2,000円(1回) (2) 小学生 2,000円 (3) 中学生 1,500円 (4) 一般 1,000円(やむを得ない事情により長期の欠席を届けた者は、役員会の承認により減免することができる。) 4 会費の徴収は、原則として四半期払い、半年払い、年払いとする。 5 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。 	<p>(経費)</p> <p>第8条 本会の経費は、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本会の経費は会費及び寄付金をもって剣友会の運営に充当する。 2 会費の増減は総会において決定する。 3 会費は次のとおりとする。 (ただし、内規とする。) <table border="1" data-bbox="1276 766 1971 957"> <tbody> <tr> <td>入会金</td> <td>2,800円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小中学生会員1名につき</td> <td>1か月</td> <td>2,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般会員1名につき</td> <td>1か月</td> <td>2,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般会員(有段者)1名につき</td> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ただし、1世帯で2名の場合は、</td> <td>1か月</td> <td>5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3名以上の場合は、</td> <td></td> <td>6,000円</td> <td>とする。</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 4 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。 	入会金	2,800円			小中学生会員1名につき	1か月	2,800円		一般会員1名につき	1か月	2,800円		一般会員(有段者)1名につき	1か月	2,000円		ただし、1世帯で2名の場合は、	1か月	5,000円		3名以上の場合は、		6,000円	とする。
入会金	2,800円																								
小中学生会員1名につき	1か月	2,800円																							
一般会員1名につき	1か月	2,800円																							
一般会員(有段者)1名につき	1か月	2,000円																							
ただし、1世帯で2名の場合は、	1か月	5,000円																							
3名以上の場合は、		6,000円	とする。																						
<p>(その他)</p> <p>第9条 1 会員で会の名譽を汚す行為のあった場合は、役員会の決議によって処置を決定する。</p> <p>2 本会を退会する場合(長期に欠席する場合を含む。)は書面で届ける。</p> <p>(附則)</p> <p>施行 昭和53年4月8日</p> <p>改正 昭和56年4月11日</p> <p>昭和59年4月11日</p> <p>昭和61年4月12日</p> <p>平成8年4月11日</p> <p>平成21年4月15日</p> <p>平成24年4月12日</p>	<p>(その他)</p> <p>第9条 1 会員で会の名譽を汚す行為のあった場合は、役員会の決議によって処置を決定する。</p> <p>2 本会を退会する場合(長期に欠席する場合を含む。)は書面で届ける。</p> <p>(附則)</p> <p>施行 昭和53年4月8日</p> <p>改正 昭和56年4月11日</p> <p>昭和59年4月11日</p> <p>昭和61年4月12日</p> <p>平成8年4月11日</p> <p>平成21年4月15日</p>																								